

# 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～平成27年における状況について～

（概況報告と総括）

平成 28 年 3 月

原子力損害賠償紛争解決センター

## 目次

<b>第 1 センターの組織</b>	<b>1</b>
1 総括委員会	1
2 事務所体制	1
3 人員体制	3
<b>第 2 申立ての動向</b>	<b>4</b>
1 申立件数等	4
2 住所地別の申立件数等	6
3 損害項目別の申立件数等	9
4 業種別の申立件数等	10
<b>第 3 取扱いの状況</b>	<b>11</b>
1 既済件数及び未済件数の動向	11
2 和解成立の損害項目別動向	13
<b>第 4 広報等</b>	<b>14</b>
1 説明会の開催等	14
2 電話による問合せの状況	15
<b>第 5 今後の課題と解決に向けた取組</b>	<b>16</b>
1 本件事故発生から 5 年目を迎えて	16
2 平成 27 年 6 月 17 日付け東京電力プレスリリースに対する対応	17
3 原子力損害についての個別紛争解決機関としてのセンターが実施する和解仲介手続についての情報発信の必要性	19
<b>第 6 結語</b>	<b>19</b>

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間における活動状況について報告する。

## 第 1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり<sup>1</sup>、総括委員会<sup>2</sup>、パネル（仲介委員<sup>3</sup>による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室<sup>4</sup>（以下「和解仲介室」という。）から構成されている（原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）第 1 条）。

### 1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、平成 27 年 12 月末現在、審査会会長が指名した委員長 1 名（審査会の委員）及び委員 2 名（審査会の特別委員）の計 3 名で構成されている<sup>5</sup>。

総括委員会は、平成 27 年 1 月から 12 月までの間に計 22 回の会議（第 76 回会議から第 97 回会議まで）を開催し、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成 26 年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「平成 26 年活動状況報告書」という。）等について、議決を行った。

### 2 事務所体制

センターは、東京都内に 2 か所、福島県内に 5 か所の計 7 事務所において業務を行っている。

第一東京事務所（港区西新橋一丁目）で、申立書の受理手續を行っているほか、同事務所及び第二東京事務所（平成 27 年 9 月に港区新橋一丁目から同区西新橋一丁目に移転）で、口頭審理等の和解仲介手續や各種連絡調整など和解仲介手續に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解事例の公表その他のセンターの活動に係る情報提供、フリーダイヤルによる各種問合せへの対応（「第 4 2」参照）も実施している。

<sup>1</sup> 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成 23 年 8 月 5 日審査会決定。以下「要領」という。）第 6 条

<sup>2</sup> 要領第 1 条

<sup>3</sup> 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 7 条の 2 第 1 項

<sup>4</sup> 要領第 7 条

<sup>5</sup> 要領第 1 条。平成 28 年 1 月 8 日付けで総括委員の交代があり、いずれも審査会の特別委員から、須藤典明 弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）・日本大学大学院法務研究科教授が総括委員長に、橋本副孝 弁護士及び高田 裕成 東京大学大学院教授が総括委員に、それぞれ指名されている。

また、福島事務所（郡山市）、同事務所県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の五つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する問い合わせに応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民の方々を対象とした説明会への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（「第4 1」参照）

第二東京事務所については、平成27年9月に、港区新橋一丁目に所在するビルから同区西新橋一丁目にある第一東京事務所近隣に所在するビルに移転した。両事務所が至近距離になった利点を生かし、口頭審理の開催、期日管理、電話取次及び郵便発送等の共通事務を一元化するなど、二つの東京事務所において、より一体的で効率的な運用を進めている。

### 3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から平成27年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月
総括委員	3	3	3	3	3
仲介委員	128	205	253	283	278
調査官	28	91	193	192	189
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)
合計	193	411	603	639	623

○平成27年、月別推移

	平成27年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
仲介委員	282	281	280	280	280	280	279	279	281	279	279	278
調査官	190	190	193	186	186	186	182	183	185	188	189	189
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	159 (28)	164 (28)	162 (28)	155 (27)	156 (28)	165 (28)	160 (28)	158 (28)	155 (28)	163 (28)	159 (28)	153 (28)
合計	634	638	638	624	625	634	624	623	624	633	630	623

※各月の月末における人数を示したものである。

※仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

#### 【概要】

平成27年12月末時点で、総括委員3名（平成26年12月末比増減なし）のほか、仲介委員278名（同5名減）、調査官189名（同3名減）、和解仲介室職員153名（同8名減）の体制となった。

このほか、不動産賠償に係る申立てについて、仲介委員の参考とするため、不動産の専門的知見に基づく調査及び評価を行う不動産鑑定士2名が専門委員として発令されている。

## 第2 申立ての動向

### 1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から平成27年までの推移

	平成23年 9月～12月合計	平成24年 1月～12月合計	平成25年 1月～12月合計	平成26年 1月～12月合計	平成27年 1月～12月合計
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)
申立種別内訳					
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)
申立人数 (累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)

○平成27年、月別内訳

	平成27年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	361 (14,732)	386 (15,118)	443 (15,561)	513 (16,074)	336 (16,410)	413 (16,823)
申立種別内訳						
法人申立て	75 (20.8%)	85 (22.0%)	119 (26.9%)	78 (15.2%)	73 (21.7%)	105 (25.4%)
個人申立て	286 (79.2%)	301 (78.0%)	324 (73.1%)	435 (84.8%)	263 (78.3%)	308 (74.6%)
申立人数 (累計)	791 (69,500)	1,251 (70,751)	2,507 (73,258)	1,277 (74,535)	1,514 (76,049)	8,618 (84,667)
申立ての 弁護士代理件数	122 (33.8%)	142 (36.8%)	184 (41.5%)	189 (36.8%)	120 (35.7%)	186 (45.0%)

	平成27年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	317 (17,140)	282 (17,422)	321 (17,743)	289 (18,032)	269 (18,301)	309 (18,610)
申立種別内訳						
法人申立て	90 (28.4%)	72 (25.5%)	68 (21.2%)	64 (22.1%)	69 (25.7%)	88 (28.5%)
個人申立て	227 (71.6%)	210 (74.5%)	253 (78.8%)	225 (77.9%)	200 (74.3%)	221 (71.5%)
申立人数 (累計)	3,765 (88,432)	562 (88,994)	557 (89,551)	2,052 (91,603)	542 (92,145)	548 (92,693)
申立ての 弁護士代理件数	145 (45.7%)	140 (49.6%)	130 (40.5%)	119 (41.2%)	129 (48.0%)	136 (44.0%)

※ 平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※ 括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※ (累計) は、平成23年9月以降の累計である。

## 【概要】

平成 27 年の申立件数は 4,239 件となり、平成 26 年に比較すると 19%減であったが、平成 25 年を上回る件数となった。また、申立種別内訳を見ると、法人による申立件数は平成 25 年を上回り、平成 24 年及び平成 26 年とほぼ同じ水準であった。月ごとの申立件数を見ると、平成 27 年 4 月に 500 件を超えた後は、毎月 300 件前後で推移している。

なお、平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記 4,239 件の中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが複数含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると 4,740 件（概算）となり、平成 24 年及び平成 25 年と比較すると、それぞれ 4%、16%増となっている。

本件事故後 4 年を経過したものの、未だ月別申立件数が 300 件前後で推移し、年間の申立件数も平成 25 年を上回り、集合立件を行わなかった場合の年間申立件数が平成 24 年を上回るなど原子力損害賠償にかかる紛争が相当数存在し、解決に向けて和解仲介手続が必要とされている。

申立人数については、平成 27 年に申立てを行った総数は 23,984 となっており、平成 26 年と比較すると 19%減であった。毎月の申立人数を見ると、3 月、6 月、7 月及び 10 月に申立件数の変動を大きく超えるピークがある。これは、これらの月に集団申立てがされたことによるものである。

なお、平成 27 年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県による申立てが 6 件（累計は平成 26 年 1 件を加えた 7 件。）、市町村による申立てが 15 件（累計は平成 24 年 1 件、平成 26 年 26 件を加えた 42 件。）あった（地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースがいくつか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。）。

弁護士等の代理人が付された申立ての割合は、平成 26 年にやや増加して約 4 割となったまま、平成 27 年も同水準が維持された。個人申立てと法人申立ての比率は約 3 対 1 であり、平成 26 年より法人申立ての割合が増加した。

## 2 住所地別の申立件数等

平成 27 年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表 3 に示すとおりである。

【表 3 住所地別の申立件数等】

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
福島県	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町を除く)	南相馬市	914	21.6%	603	14.2%
		双葉郡浪江町	196	4.6%	15	0.4%
		双葉郡富岡町	147	3.5%	10	0.2%
		双葉郡大熊町	113	2.7%	7	0.2%
		双葉郡双葉町	106	2.5%	7	0.2%
		双葉郡楡葉町	69	1.6%	5	0.1%
		相馬郡飯舘村	52	1.2%	15	0.4%
		双葉郡広野町	28	0.7%	11	0.3%
		双葉郡川内村	23	0.5%	10	0.2%
		双葉郡葛尾村	14	0.3%	0	0.0%
		小計	1662	39.2%	683	16.1%
	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町に限る)	いわき市	330	7.8%	494	11.7%
		相馬市	48	1.1%	69	1.6%
		相馬郡新地町	9	0.2%	12	0.3%
		小計	387	9.1%	575	13.6%
	県北	福島市	431	10.2%	395	9.3%
		伊達郡川俣町	98	2.3%	82	1.9%
		伊達市	71	1.7%	71	1.7%
		二本松市	51	1.2%	59	1.4%
		本宮市	27	0.6%	29	0.7%
		伊達郡桑折町	15	0.4%	18	0.4%
		安達郡大玉村	7	0.2%	5	0.1%
		伊達郡国見町	4	0.1%	4	0.1%
		小計	704	16.6%	663	15.6%
	県中	郡山市	332	7.8%	296	7.0%
		田村市	54	1.3%	48	1.1%
		須賀川市	32	0.8%	37	0.9%
		田村郡三春町	14	0.3%	15	0.4%
		岩瀬郡鏡石町	8	0.2%	6	0.1%
		田村郡小野町	8	0.2%	4	0.1%
		石川郡玉川村	6	0.1%	2	0.0%
		石川郡石川町	5	0.1%	6	0.1%
		岩瀬郡天栄村	5	0.1%	4	0.1%
石川郡浅川町		4	0.1%	3	0.1%	
石川郡古殿町		1	0.0%	1	0.0%	
		小計	469	11.1%	422	10.0%



		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)		
福島県	県南	白河市	22	0.5%	26	0.6%		
		東白川郡棚倉町	5	0.1%	6	0.1%		
		東白川郡塙町	4	0.1%	2	0.0%		
		西白河郡西郷村	3	0.1%	5	0.1%		
		西白河郡矢吹町	2	0.0%	4	0.1%		
		西白河郡泉崎村	1	0.0%	1	0.0%		
		西白河郡中島村	1	0.0%	1	0.0%		
		東白川郡鮫川村		0.0%	1	0.0%		
		小計	38	0.9%	46	1.1%		
	会津	会津若松市	37	0.9%	66	1.6%		
		喜多方市	16	0.4%	20	0.5%		
		河沼郡会津坂下町	6	0.1%	7	0.2%		
		河沼郡柳津町	4	0.1%	4	0.1%		
		南会津郡南会津町	3	0.1%	4	0.1%		
		南会津郡下郷町	3	0.1%	3	0.1%		
		大沼郡会津美里町	3	0.1%	3	0.1%		
		耶麻郡猪苗代町	2	0.0%	4	0.1%		
		耶麻郡磐梯町	2	0.0%	3	0.1%		
		耶麻郡北塩原村	2	0.0%	2	0.0%		
		耶麻郡西会津町	2	0.0%	2	0.0%		
		南会津郡只見町	1	0.0%	1	0.0%		
		河沼郡湯川村	1	0.0%	1	0.0%		
		大沼郡昭和村	1	0.0%	1	0.0%		
		南会津郡檜枝岐村		0.0%	1	0.0%		
		小計	83	2.0%	122	2.9%		
		福島県内計			3343	78.9%	2511	59.2%

		都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
北海道・東北	宮城県	300	7.1%	397	9.4%	
	岩手県	79	1.9%	82	1.9%	
	青森県	26	0.6%	31	0.7%	
	山形県	20	0.5%	139	3.3%	
	北海道	13	0.3%	26	0.6%	
	秋田県	9	0.2%	17	0.4%	
	小計	447	10.5%	692	16.3%	
関東・甲信越	茨城県	122	2.9%	162	3.8%	
	千葉県	86	2.0%	132	3.1%	
	東京都	70	1.7%	191	4.5%	
	栃木県	67	1.6%	85	2.0%	
	群馬県	27	0.6%	39	0.9%	
	神奈川県	25	0.6%	76	1.8%	
	埼玉県	15	0.4%	108	2.5%	
	山梨県	4	0.1%	11	0.3%	
	新潟県	3	0.1%	109	2.6%	
	長野県	1	0.0%	7	0.2%	
	小計	420	9.9%	920	21.7%	

	都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
北陸・東海	静岡県	9	0.2%	16	0.4%
	愛知県	3	0.1%	9	0.2%
	石川県	2	0.0%	4	0.1%
	岐阜県	1	0.0%	6	0.1%
	富山県	1	0.0%	2	0.0%
	福井県	1	0.0%	2	0.0%
	小計	17	0.4%	39	0.9%
近畿	三重県	2	0.0%	3	0.1%
	大阪府	1	0.0%	13	0.3%
	兵庫県	1	0.0%	8	0.2%
	奈良県	1	0.0%	2	0.0%
	京都府		0.0%	12	0.3%
	滋賀県		0.0%	1	0.0%
	小計	5	0.1%	39	0.9%
中国・四国	広島県	1	0.0%	5	0.1%
	岡山県		0.0%	7	0.2%
	鳥取県		0.0%	2	0.0%
	徳島県		0.0%	2	0.0%
	島根県		0.0%	1	0.0%
	高知県		0.0%	1	0.0%
	小計	1	0.0%	18	0.4%
九州・沖縄	沖縄県	1	0.0%	7	0.2%
	福岡県	1	0.0%	4	0.1%
	大分県	1	0.0%	4	0.1%
	鹿児島県	1	0.0%	1	0.0%
	熊本県		0.0%	1	0.0%
	宮崎県		0.0%	1	0.0%
	小計	4	0.1%	18	0.4%
福島県以外の国内計		894	21.1%	1726	40.7%
海外	ベトナム	2	0.0%		0.0%
	イギリス		0.0%	2	0.0%
	小計	2	0.0%	2	0.0%
福島県以外計		896	21.1%	1728	40.8%
合計		4239	100.0%	4239	100.0%

※1 住所地は、申立人が複数いる申立てについては、原則として申立人の代表者の住所地による。また、「事故時」及び「申立時」とも、申立書の記載に従っており、センターが居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 平成27年の全申立件数4,239件に対する比率。

## 【概要】

平成27年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県内である被害者からの申立てが全体の8割程度を占め、また、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立てが過半数となっているなど、平成26年と同様の傾向が見られた。

### 3 損害項目別の申立件数等

平成 27 年の損害項目別の申立件数等は、表 4 に示すとおりである。

【表 4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								除染費用
		避難費用	生命・身 体的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動 産関連	
件数 (割合)	4,239	1,674 (39.5%)	433 (10.2%)	1,712 (40.4%)	1,463 (34.5%)	755 (17.8%)	338 (8.0%)	604 (14.9%)	418 (9.9%)	347 (8.2%)
前年比	81.3%	77.6%	85.2%	71.9%	90.8%	73.8%	62.8%	71.5%	77.4%	58.8%

参考) 平成 26 年

件数 (割合)	5,217	2,158 (41.4%)	508 (9.7%)	2,382 (45.7%)	1,612 (30.9%)	1,023 (19.6%)	538 (10.3%)	845 (16.2%)	540 (10.4%)	590 (11.3%)
------------	-------	------------------	---------------	------------------	------------------	------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

参考) 平成 25 年

件数 (割合)	4,091	1,531 (37.4%)	479 (11.7%)	1,749 (42.8%)	1,380 (33.7%)	790 (19.3%)	366 (8.9%)	703 (17.2%)	427 (10.4%)	332 (8.1%)
------------	-------	------------------	----------------	------------------	------------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

#### 【概要】

平成 27 年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、平成 26 年までと同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数については、すべての損害項目において平成 26 年より減少しているが、平成 25 年と比べると、避難費用、営業損害及び除染費用については、時の経過にもかかわらず、より多くの件数が申し立てられている。

#### 4 業種別の申立件数等

平成 27 年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種は、次のとおりである。

【表 5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	1,463	247 (16.9%)	362 (24.7%)	553 (37.8%)	37 (2.5%)	64 (4.4%)	33 (2.3%)	500 (34.2%)
前年比	90.8%	75.3%	114.9%	105.3%	86.0%	79.0%	80.5%	90.9%
参考) 平成 26 年								
件数 (割合)	1,612	328 (20.3%)	315 (19.5%)	525 (32.6%)	43 (2.7%)	81 (5.0%)	41 (2.5%)	550 (34.1%)
参考) 平成 25 年								
件数 (割合)	1,380	260 (18.8%)	269 (19.5%)	250 (18.1%)	48 (3.5%)	84 (6.1%)	23 (1.7%)	523 (37.9%)

※「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

#### 【概要】

平成 27 年の営業損害の申立件数は 1,463 件であり、平成 26 年よりも 149 件減少したが、平成 25 年よりも 83 件多い件数であった。業種別に集計した申立件数は、平成 26 年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立てが多く、建設業、不動産業及び医療業の申立てが比較的少なかった。

営業損害全体の申立件数は減少したが、製造業・加工業（315 件から 362 件へ 15%増）及び販売業（525 件から 553 件へ 5%増）は申立件数が増加している。製造業・加工業については、申立件数が毎年増加しており、販売業についても、平成 25 年から平成 26 年にかけての大幅な件数増（250 件から 525 件へ 110%増）に続く小幅の増加（525 件から 553 件へ 5%増）であった。申立件数の減少割合が比較的大きな業種は、農林水産業（328 件から 247 件へ 25%減）及び不動産業（81 件から 64 件へ 21%減）であった。

### 第3 取扱いの状況

#### 1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6のとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から平成27年までの推移

	平成23年 9月～12月合計	平成24年 1月～12月合計	平成25年 1月～12月合計	平成26年 1月～12月合計	平成27年 1月～12月合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281
(内訳)					
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,644
和解打ち切り	0	272	429	300	274
取下げ	4	381	312	316	363
却下	0	1	0	0	0
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788	2,746

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61
仮払和解成立	0	80	27	1	0

○平成27年、月別内訳

	平成27年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	361	386	443	513	336	413	317	282	321	289	269	309
期間別既済件数	315	401	364	439	308	423	391	358	313	392	264	313
(内訳)												
和解成立	270	350	317	383	270	366	344	325	251	278	228	262
和解打ち切り	21	23	25	20	13	22	11	11	21	81	7	19
取下げ	24	28	22	36	25	35	36	22	41	33	29	32
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,834	2,819	2,898	2,972	3,000	2,990	2,916	2,840	2,848	2,745	2,750	2,746

【参考】

一部和解成立	7	12	5	10	7	3	4	7	4	2	0	0
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※「未済件数累計」は各期間末における未済件数を示したものである。

※平成27年1月以降、既済事件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年1月に計上すべきもののうち、平成26年12月に既に計上したものがあつたため、平成27年1月の既済件数とその分少なくなつてゐる。

## 【概要】

平成 27 年の既済件数は、4,281 件であり、同年末における累計既済件数は 15,864 件となった。

平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記 4,281 件の中にはそれ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが一定数含まれており、また、未済となっている件数の中にもそれ以前であれば既済として処理されていたものが含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると、平成 27 年の既済件数は 4,832 件（概算）となり、平成 25 年の既済件数を上回っている。

取扱状況全体では、年間 4,239 件の申立てを受け、4,281 件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。月別の推移では、申立件数及び当月に手続きが終了した件数を示す月間既済件数が共に 300～400 件程度で推移し、かつ、センターで手続き中の件数を示す未済件数が 2,800 件前後で推移していることから、比較的安定した手続き・運営が行われたと言える。特に、未済件数については、5 月に 3,000 件のピークを経験したものの、10 月から 12 月までは 2,700 件台で推移している。

また、平成 27 年の既済件数 4,281 件のうち、和解成立件数は 3,644 件となっており、既済件数の 85%が和解成立により終了している。なお、同年末における累計和解成立件数は 13,212 件となり、累計既済件数の 83%が和解成立により終了している。

和解打切りは紛争解決の見込みがないときに行われる。和解打切りのうち、東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなったものは、平成 27 年に 9 件（累計で 61 件）あり、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てがあった事案で、その多くは一部和解が成立した残部が打切りの対象となったものであった。

平成 27 年に和解成立により終了した事案について、手続きの進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から 1 か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、パネルによる審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均 4.6 か月で、和解案提示が行われ、その後、和解契約が交わされている。したがって、標準的な事案については、申立てから概ね半年程度で和解成立に至っているものと言うことができる。

## 2 和解成立の損害項目別動向

平成 27 年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表 7 のとおりである。

【表 7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	3,644	1,830 (50.2%)	333 (9.1%)	1,428 (39.2%)	648 (17.8%)	1,088 (29.9%)	608 (16.7%)	461 (12.7%)	506 (13.9%)	279 (7.7%)	416 (11.4%)	1,553 (42.6%)
前年比	82.1%	92.0%	79.1%	78.9%	75.5%	86.9%	74.6%	76.2%	65.1%	70.6%	80.6%	89.5%

参考) 平成 26 年

件数 (割合)	4,438	1,989 (44.8%)	421 (9.5%)	1,810 (40.8%)	858 (19.3%)	1,252 (28.2%)	815 (18.4%)	605 (13.6%)	777 (17.5%)	395 (8.9%)	516 (11.6%)	1,735 (39.1%)
------------	-------	------------------	---------------	------------------	----------------	------------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	------------------

※複数の損害項目にわたる和解成立は複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「和解成立総件数」(で除した数値である。

### 【概要】

避難費用及び弁護士費用の占める割合については、平成 26 年に比べてやや増加したが、財物価値喪失等の全体に占める割合については減少している。その他の損害項目の割合はおおむね平成 26 年と同じであった。

## 第4 広報等

### 1 説明会の開催等

センターでは、政府による避難指示区域やその近隣地域の人々にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

平成27年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

#### (1) 説明会の開催

自治体や団体との連携により、福島県内を中心とする被害者を対象として開催された説明会において、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。平成27年に実施された主な説明会は、表8に示すとおりである。

【表8 平成27年 主な説明会】

日程	説明会
1月18日(日)	福島県腎臓病協議会説明会(いわき市)
3月15日(日)	福島県腎臓病協議会説明会(福島市)
6月16日(火)	きたかた商工会理事会説明会(喜多方市)
8月5日(水)	宮城県住民説明会(仙台市)
9月16日(水)	下郷町商工会説明会(下郷町)
10月31日(土)	南相馬市(避難指示区域)住民説明会
11月8日(日)	南相馬市(旧緊急時避難準備区域)住民説明会
11月14日(土)	南相馬市(30km圏外)住民説明会
12月6日(日)	福島県腎臓病協議会説明会(郡山市)

#### (2) 和解事例集(簡易版)の配布

センターのホームページにおいて公表されている和解事例を抜粋し、避難指示区域や損害項目別等で整理した小冊子第3版を8月に作成(初版は平成25年11月、第2版は平成26年9月に作成。)し、福島県内の自治体等に対して配布した(避難等指示等対象区域版は約14,000部、自主的避難等対象区域等版は約3,000部を配布。)

#### (3) センターからのお知らせ等を記載したリーフレットの配布

センターからのお知らせや和解仲介手続の流れ等を掲載したリーフレットを、12月に作成し、避難指示区域等の各市町村の広報紙に同封するなどにより、福島県内の住民等に配布した(約70,000部を配布。)

#### (4) 福島県内の自治体が発行する広報誌への案内記事の掲載

被災自治体等からのニーズを踏まえ、「ふくしまの今がわかる新聞」(福島県庁発行)など福島県内の自治体が発行する広報誌にセンターの案内記事を掲載した。

#### (5) ポスターの配布

センターへの問い合わせ先や福島事務所・支所の場所等を記載したポスターを作成し、福島県内の自治体等に掲載を依頼した(約300枚を配布)。



## 2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表9に示すとおりである。

【表9 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成23年から平成27年までの推移

	平成23年 9～12月合計	平成24年 1～12月合計	平成25年 1～12月合計	平成26年 1～12月合計	平成27年 1～12月合計
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920

○平成27年、月別内訳

	平成27年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	398	390	449	347	295	329	331	276	286	316	235	268

### 【概要】

平成27年のコールセンターにおける受付件数は3,920件であり、前年から32%減少した。問合せ内容として最も多かったものがセンターの概要や申立手続に関するもので93.1%（平成26年は91.1%）、次いで多かったものが個別事案の相談や賠償の可否に関するもので33.3%（同40.2%）であったが、中立・公正な立場に立って、和解仲介手続を適切に実施すべきセンターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、これらについては、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、自治体等の連絡先を教示して対応している。

コールセンターへの問合せの減少は、センターが発足して4年以上が経過して手続が周知されてきた結果とも考えられるが、問合せには、申立手続の相談だけでなく、センターとして対応することが適当ではない個別事案の賠償の可否等に関するものもなお多くを占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

## 第5 今後の課題と解決に向けた取組

### 1 本件事故発生から5年目を迎えて

平成28年3月10日の経過をもって、本件事故から5年が経つことになる。本件事故からあまり時が経過していない時点においては、本件事故により避難を余儀なくされた住民や事業に支障が生じた事業者等の被害者の置かれた状況は切迫しており、このような方々を迅速、公平かつ適正に救済する必要性が高いことや、被害の内容や状況等に共通する部分も多いこと等を踏まえ、センターにおいては、和解仲介手続の弾力性・柔軟性を発揮して、各パネルにおいて、できるだけ迅速に和解案が提示できるよう審理・手続が進められてきた。この結果、センターにおいては、平成27年12月末までに合計1万3千件余りの申立事件（同時点において既済となっている申立事件の83%に該当する。）が和解成立によって解決されてきたことは前述のとおりである。

平成27年においては、政府は、6月12日、『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂』を閣議決定し、避難指示解除準備区域・居住制限区域については、遅くとも本件事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の実施、インフラ等の復旧の加速を図るとともに、平成27年度・28年度の2年間において、特に、集中的に自立支援施策を展開することとされ、8月24日には、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」が創設され、活動を開始するなど、「復興の加速」が前面に打ち出されるようになった。

本件事故からの時の経過及びその間の復興の加速に向けた各種施策の実施に伴って、個々の案件にもよるが、一般的には、本件事故直後に比べて、それぞれの被害者の方々が置かれている状況にも相当な差異が認められるようになっている。そのような中、センターにおける和解仲介手続においても、パネルにおいて、適切な和解案を提示するため、それぞれの被害者の個別事情をこれまで以上に吟味する必要があると判断する案件が増えており、それらは今後ますます増加することが想定される。かかる案件に適切に対処することは、センターにおける和解仲介手続の当面する最重要課題の一つであり、そこでは申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行い、事案に即した適切な和解案を提示することが求められていると考えられる。

このことは、集団申立てがされた案件でも同様である。平成27年の申立て1件当たりの申立人数は5.6であって、平成26年と同水準を維持しており、平成27年においても、集団申立ては平成26年と同様の水準を維持していたものということができる。平成26年活動状況報告書第5の2においても指摘されているとおり、「集団申立ての規模が大きくなればなるほど、単独の申立てにおける審理と同程度の個別性の高い審理を行うことが事実上困難となることが想定され得るため、大規模な集団申立てにおいては、申立人の中に、和解案の内容が、当該申立人が単独で申立てを行った場合に比べ、その本来有する個別事情を十分反映したものとはならない結果となる者が出てくるおそれが生じ得ることも懸念される」ところ、上記のような一定の制約はあるものの、当事者双方の理解と協力を得て、集団申立てという方式を選択した申立人らの意思を踏まえ、その制約の範囲内で、最大限、各申立人の個別事情を吟味し、それが

和解案に反映できるような審理を行って、適切な和解案を提示することが求められていると考えられる。

センターにおいては、上記の諸課題に応えるべく、今後とも、当事者の理解と協力を得て、各申立ての具体的内容に応じた解決を図るために必要となる期間を意識しつつ、迅速かつ適切な和解成立の実現に向けて尽力する所存である。

なお、東京電力については、平成 26 年活動状況報告書第 5 の 2 では、「全件に共通する被申立人の立場にあり、本件事故の深刻さ、重大さに鑑みれば、大規模な集団申立てがされることも当然予見し得たことであるから、」「集団申立てについても、迅速な解決の実現に向けて積極的な協力をすることが求められる。」とされているとおり、集団申立てであるかどうかを問わず、「新・総合特別事業計画」に明記されている「3つの誓い」に従い、センターの実施する和解仲介手続に対する真摯な対応が求められる。

## 2 平成 27 年 6 月 17 日付け東京電力プレスリリースに対する対応

東京電力は、いずれも平成 27 年 6 月 17 日付けで、プレスリリース「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の追加賠償について」<sup>6</sup>（以下「精神的損害に係るプレスリリース」という。）及び「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」<sup>7</sup>（以下「営業損害に係るプレスリリース」といい、精神的損害に係るプレスリリースと併せて「本件各プレスリリース」という。）を公表し、本件各プレスリリースに基づく直接請求の受付及び支払を開始した。したがって、平成 28 年においては、本件各プレスリリースに基づく直接請求の結果に満足できない被害者の方々から、本件各プレスリリースの枠組みを前提として、賠償額の増額を求める和解仲介の申立てが行われることが想定される場所である。

ところで、本件各プレスリリースは、それらの中に明記されているように、平成 27 年 6 月 12 日に閣議決定された『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂を受け、国からの指導のもと策定されたものであり、精神的損害に係るプレスリリー

<sup>6</sup> 原発事故当時の生活の本拠が避難指示解除準備区域・居住制限区域（大熊町・双葉町を除く。）にあった被害者で避難継続を余儀なくされている方（すでに避難指示が解除された田村市・川内村の旧避難指示解除準備区域については、避難指示解除後の避難継続の有無にかかわらず）を対象とし、避難指示解除の時期にかかわらず、原発事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）に解除される場合と同等の精神的損害の支払をすること等を内容とするもの。

<sup>7</sup> 避難指示区域内で事業を営んでいた事業者（法人にあっては、原則として、中小法人・中小規模の公益法人とし、農業、林業、漁業を営んでいた事業者を除く。以下、本項目において同じ。）、旧緊急時避難準備区域等で事業を営んでいた事業者のうち原発事故により休業を余儀なくされ、平成 27 年 3 月以降も被害の継続が認められる事業者については、従前事業の商圏を喪失したこと等にともない、帰還や移転、転業、就労等に係る平成 27 年 3 月以降の将来にわたる損害（避難指示や風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する原発事故と相当因果関係が認められる損害を含む。）を対象として、減収率 100%の年間逸失利益の 2 倍を支払うこと、平成 27 年 8 月以降、旧緊急時避難準備区域等あるいは避難等対象区域外において事業を営んでいる事業者のうち、原発事故と相当因果関係が認められる減収を被っている事業者については、平成 27 年 8 月以降の原発事故と相当因果関係が認められる減収相当分（原発事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含む。）を対象として、直近の減収に基づく年間逸失利益の 2 倍を支払うこと等を内容とするもの。

スは、一定の被災者を対象とし、避難指示解除の時期にかかわらず、原発事故から6年後（平成29年3月）に解除される場合と同等の精神的損害の支払をすること等を内容とするもの、営業損害に係るプレスリリースは、一定の事業者について、将来にわたる損害を対象として、年間逸失利益の2倍を支払うこと等を内容とするものである。以上のような本件各プレスリリースの内容は、損害賠償の一般理論や中間指針（追補を含む。以下同じ。）から当然に導き出されるものではなく、一定の政策的な見地を前提とするものであると解される（この点については、平成27年9月9日開催の第41回原子力損害賠償紛争審査会においても、同趣旨の前提に立った議論がされている。）。また、特に、営業損害に係るプレスリリースにおいては、直接請求における取扱い等に関し、種々の注記<sup>8</sup>や記載<sup>9</sup>もされている。

センターにおいては、これまで、当事者双方から提出された主張やその裏付け資料等の内容に基づき、各担当パネルが認定した事実関係をもとに、損害賠償の一般理論や中間指針に則って、原発事故と相当因果関係を有する損害の有無及び具体的額を判断し、既発生の損害について和解案を提示するという形で和解仲介手続が実施されてきており、将来の損害については、その有無及び具体的額を判断できるだけの適切な資料を得ることが難しいことから、和解の対象とすることになじまないと考えるのが一般的であった。一方で、本件各プレスリリースが将来の損害についても支払の対象とすることを前提としていることは前述のとおりであるので、そのような枠組みに沿った解決案を提示するには、担当パネルにおいて、そのような枠組みを前提とする和解を試みることにについて、仲介手続の中で双方当事者の意思が一致していることを確認することが必要であろう<sup>10</sup>。なお、和解仲介手続において、当事者双方の意見を聴いた結果、本件各プレスリリースの枠組みに沿った和解案の提示が適切ではないと判断される場合には、当事者双方に対し、和解案提示の時点までの既発生 of 損害の存否及び相当因果関係の有無についての主張及び裏付け資料の提出を求めるなどして、既発生 of 損害についての和解案の提示の可否を検討し、申立人に対する適切な賠償の実現を図ることになる。

---

<sup>8</sup> 対象者につき、「2015年2月末までの営業損害についてご請求いただき、合意いただいている方」あるいは「2015年7月末までの損害についてご請求いただき、合意いただいている方」とするもの等。

<sup>9</sup> 「やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等をも踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。」「相当因果関係の確認にあたっては、事業実態や統計データ等を踏まえながら、賠償の可否を含め適切にお取扱いを判断させていただきます。」等。

<sup>10</sup> その際、特に営業損害に係るプレスリリースについては、「向こう2年間の将来損害の一括賠償」ではなく、「将来にわたり発生する損害の一括賠償」を「年間逸失利益×2」という算式によって得られる額を支払うことにより行うとされている点等、前述のように種々の注記、記載が含まれている点を含め、当事者双方が正確に理解・認識していることが必要であろう。

### 3 原子力損害についての個別紛争解決機関としてのセンターが実施する和解仲介手続についての情報発信の必要性

平成27年においては、被害者の方々を原告とする訴訟について、過去に提起されたものの手続の進捗や判決についての報道に加え、新たな訴え提起についての報道も見受けられる。センターが実施している和解仲介手続も訴訟手続も、個別紛争解決手続という点では共通する面があるが、次のような相違点もある。すなわち、和解仲介手続は、①原子力損害の賠償に関する法律において、原子力事業者の責任集中及び無過失責任が定められている「原子力損害」のみを対象とする点、②その運用において成立した和解契約書に一般的な形での清算条項を設けず、被害者による再度の申立てあるいは訴訟の提起の余地を残している点、③申立人である被害者の実情に応じて、経験則を活用して、迅速に柔軟な手続をとることで、中間指針等に則った和解契約の成立を志向する点を特徴としている。これに対し、訴訟手続は、①「原子力損害」のみならず、被告の過失について原告が立証責任を負う一般の不法行為責任に基づく損害賠償をも対象とし、②「審理を通じて、訴えの対象とされた請求権の存否及び額を確定し、紛争の一回的解決を図ることを目的とし、③「厳格な手続に基づき、時間をかけて、紛争の一回的解決に耐えるだけの精緻な事実認定とそれに基づく中間指針等に縛られない判断をすることができるものであって、両者は大きく異なっている。この違いは、和解仲介手続と訴訟手続とがそれぞれ目指している目的の違いに由来するものであって、どちらがより優れているという関係に立つものではなく、どちらの手続を選択するかは、被害者の方々が何を求めようとしているのかによることになるが、原子力損害の迅速な賠償実現を図りたいと考えている方々にとっては、訴訟手続よりも和解仲介手続の方が、より迅速かつ柔軟な手続としてふさわしいと考えられるであろう。センターとしては、本件事故による原子力損害賠償の適正かつ迅速な実現を図るため、そのような被害者の方々に、センターが実施している和解仲介手続の目的、機能、果たすべき役割、実績等について十分に理解していただいたうえで、それぞれのニーズや目的に照らして、最も適した個別紛争解決手続を的確に選択してもらえるように、引き続きセンターの実施する和解仲介手続についての情報発信に努めていくこととしたい。

## 第6 結語

本件事故から5年目を迎えようとする平成28年1月8日、センターにおいては、総括委員の交代という変化を迎えた。新総括委員会のもと、センターは、本件事故から5年という節目とそれ以後の新しい局面に向かっていくことになる。新総括委員会としては、これまでセンターが果たしてきた被害者に対する適正・迅速な賠償の実現という機能を引き続き発揮し、新しい局面にも柔軟に対応しつつ、今後ともセンターがその使命を果たしているよう、最大限の努力をしていくこととしている。